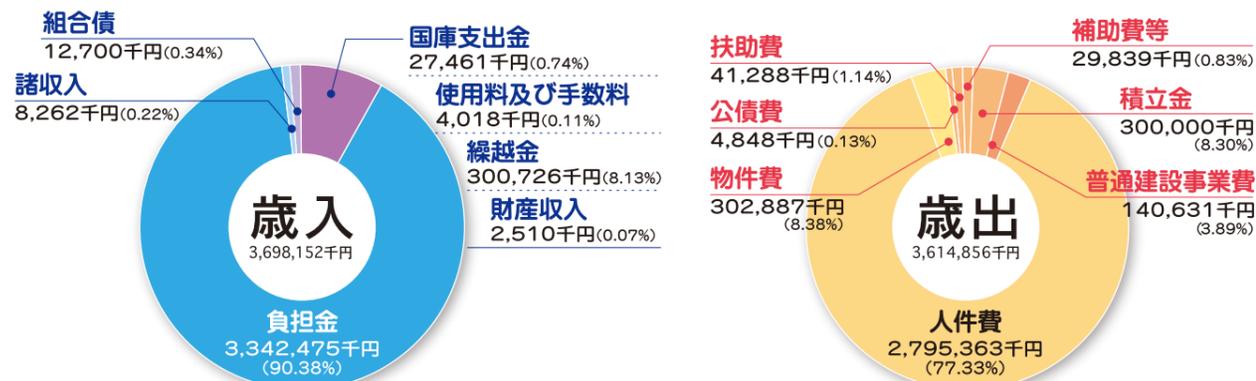


平成23年度 久留米広域消防本部の決算状況



第8回 ふれあい防災イベント 入場無料

当日は、たのしいイベントもりだくさん!! ご家族、お友達を誘って是非遊びに来てね。!



イベント内容

- 梯子車体験
- 消防音楽隊演奏
- レスキュー体験
- 消防団梯子乗り
- 煙体験
- 出店コーナー など

● **日時:** 平成24年 **10月13日(土)**
11時～15時

● **場所:** JR久留米駅水天宮口広場、
新幹線高架下及び東西自由通路

主催 久留米市防災協会連合会、久留米広域消防本部
共催 久留米消防設備士会・久留米市女性防火クラブ連合会・久留米市消防団・久留米市

*詳細は久留米広域消防本部のホームページをご覧ください。

救える命を救うために — AED(自動体外式除細動器)を貸し出します!

久留米広域消防本部では、スポーツ大会や各種イベント等に「AED」を無料で貸し出しています。貸出し希望日の2週間前までにお申込みください。

詳しくは、ホームページでご確認ください。

お問い合わせ先 **救急防災課**
TEL.0942-38-5158

災害情報をメールでお知らせ

火災情報(発生時間、場所及び消火時間)を個人の携帯にメールでお知らせするサービスを行っています。

携帯電話登録受付用メールアドレス

下のQRコードを読み取り、アクセスしてください

〈携帯電話用〉 〈スマートフォン用〉



*メールの登録は無料ですが、通信費用は受信者負担となります。
*利用状況等の影響でメール受信が遅れたり、届かない場合があります。

災害情報や日曜祝日に診療できる 病院の案内電話番号

0180-999-789

久留米広域消防本部ホームページでも災害情報や日曜祝日に診療できる病院を見ることができます。

久留米広域消防本部

ホームページアドレス

<http://www.fire-city.kurume.fukuoka.jp/fire/index.html>

「みんなで築こう 人権の世紀」

～ 考えよう 相手の気持ち 育てよう 思いやりの心 ～

久留米広域消防だより

2012 vol.6 平成24年10月発行
<http://www.fire-city.kurume.fukuoka.jp/fire/index.html>

消防活動レポート

管内の各消防署では、地域と連携して様々な活動を行いました。



三漕消防署

5月17日(木)特別養護老人ホームいちご(大木町)において、避難訓練及び消防署との合同訓練を行いました。訓練では、建物内に逃げ遅れた人がいるとの想定で、救助隊及び梯子隊による救出活動を実施しました。

三井消防署

6月30日(土)三井・小郡地区防火委員会27番目となる幼年消防クラブ結成式をすばる保育園にて行いました。

浮羽消防署

8月7日(火)浮羽消防署の南消防士が東京都で開催された第41回全国消防救助技術大会はしご登はんの部に福岡県代表として出場しました。

久留米消防署

7月の九州北部豪雨にて高良川の堤防が洗掘、水防活動を実施し、被害の拡大をくい止めました。

防災センターがリニューアルしました!

一度、見においてよ!

消防本部内の、「久留米広域消防本部の防災センター」の映像コーナーが新しく生まれ変わりました。このコーナーでは、消防署の仕事や過去の災害の記録など、様々な内容をセクションごとに映像で紹介しています。

「住宅用火災警報器」 設置はお済みですか!

消防法により、一般住宅への住宅用火災報知器の設置が義務付けられています。

住 宅用火災警報器は、火災をいち早く感知し火災の発生を知らせてくれるものです。これにより、万が一火災が発生した場合でも、素早く避難、通報ができるようになります。



住宅用火災警報器のお手柄事例

住 宅用火災警報器のおかげで、大切な**“命”**や**“財産”**を守ることができた事例が数多く報告されています。以下の事例は、実際に久留米広域消防本部管内で住宅用火災警報器が活躍した事例です。

お手柄事例①

**火災に早く気づき、
命を取り留める
ことができました!**

深夜、2階の寝室で就寝中。住宅用火災警報器の鳴動音に気づき、別の部屋で寝ていた家族を起し全員で避難した。火災を早期発見したため、家族全員無事であった。火災に気づくのが遅れていたら、逃げ遅れていたかもしれなかった。



お手柄事例②

**隣人が警報音に
気づき、火災に
至らなかった!**

ガスコンロに鍋をかけ、火をつけそのまま外出した。近隣の住人が住宅用火災警報器の鳴動音に気づき、119番通報を行い、到着した消防隊がガスコンロのスイッチを切り消火した。早期に発見したため、鍋の中身だけが焼損し、火災には至らなかった。



住宅用火災警報器の維持管理は大丈夫ですか?

せっかく取り付けた住宅用火災警報器も、いざというときに正常に機能しなければ意味がありません。日頃の維持管理が大切です。



お手入れ

**いざという時のために
点検をしておきましょう!**

住宅用火災警報器は、月に1回程度作動テストを行ってください。住宅用火災警報器の押しボタンを押すか、下がっているひもを引いたとき、音や音声があれば異常はありません。また、ホコリなどが付くと感知しづらくなるため、1年に1回程度汚れを拭き取ってください。

本体の交換

**本体の寿命は、
おおむね10年です。**

住宅用火災警報器本体の寿命は、おおむね10年です。設置後10年が経過したら新しい住宅用火災警報器に交換してください。本体の寿命が来たときに音や音声により自動で知らせてくれるものもあります。

電池の交換

**電池の寿命は、
おおむね5年~10年です。**

電池切れの時には音声やランプ表示などで電池交換時期を知らせてくれますので、新しい電池と交換してください。電池交換ができないタイプは、本体ごと交換する必要があります。

※新しい電池へ交換する際は、販売店などへ電池の種類を確認してください。

平成24年度 全国統一防火標語 『消すまでは 出ない行かない 離れない』

人事行政の運営等の状況について

久留米広域市町村圏事務組合(久留米広域消防本部)では、「人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、圏域のみなさんに、職員の任用、給与、服務等について平成23年度の概要をお知らせします。

① 職員の任免及び職員数に関する状況

① 職員の採用及び退職の状況(平成23年度)

採用者数	退職者数
18人	19人

② 職員数の状況(各年度4月1日現在)

区分	消防職員
平成24年度	369人
平成23年度	366人
対前年度増減数	3人

※職員数は一般職に属する職員数であり、休職者、派遣職員などを含み非常勤職員を除いています。



② 職員の給与の状況

① 人件費の状況

区分	久留米広域消防本部管内人口	歳出額(A)	人件費(B)	人件費率(B/A)
平成23年度(決算額)	423,958人	3,614,856千円	2,795,363千円	77.3%

※管内人口はH23.4.1現在のものです。
※人件費には共済費を含みます。

② 職員給与費の状況

区分	職員数(A)	給与費				1人当たり給与費年額(B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
平成23年度(決算額)	366人	1,306,803千円	399,410千円	473,126千円	2,179,339千円	5,954千円

※職員手当には退職手当を含みません。

③ 職員の平均給料月額等の状況

区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
消防職員	289,977円	376,708円	37.1歳

※「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる諸手当の合計です。

④ 職員の初任給の状況

区分	大学卒	短大卒	高校卒
消防職員	185,800円	172,200円	155,700円

③ 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

勤務別	1週間の勤務時間	勤務時間	
		8:30~17:15	7:45(1日)
毎日勤務職員	38時間45分	8:30~17:15	7:45(1日)
隔日勤務職員	38時間45分	8:30~翌日8:30	15:30(1勤務)



④ 職員の分限及び懲戒処分の状況(平成23年度)

① 分限処分

分限処分とは、職員が一定の事由によってその職責を果たせない場合等に、公務能率を維持することを目的として行う処分です。

免職	休職	降任	降給	合計
0人	1人	0人	0人	1人

② 懲戒処分

懲戒処分とは、職員の義務違反に対し、その道義的責任を問うことにより、規律と秩序を維持することを目的として行う処分です。

免職	停職	減給	戒告	合計
0人	1人	0人	0人	1人

⑤ 職員の服務の状況

消防本部においては、毎年6月及び12月頃に服務規律等の徹底を図るため、綱紀粛正の通知を行うほか、必要の都度、会議等を開催して職員の服務に関する指導等を行っています。また、新規採用職員に対して服務に関する研修を実施しているほか、本部各署において倫理研修等を実施し周知徹底を図っています。

⑥ 職員の福祉及び利益の保護の状況

① 安全衛生管理

職員の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とし、労働安全衛生法及び久留米広域市町村圏事務組合職員安全衛生規則の規定に基づき、総括安全衛生管理者、産業医、主任安全衛生管理者、衛生管理者及び安全管理者等の選任並びに安全衛生管理者会議・安全衛生委員会(本部・消防署)を設置しています。

② 職員の健康管理(平成23年度)

区分	主な内容	受診者数
法定健康診断	総合健康診断、深夜業務従事者健康診断など	655人
国の指導勧奨等による健康診断	VDT作業従事者健康診断など	18人
組合で独自に行っている健康診断	B型肝炎抗体検査など	274人

③ 不利益処分に関する不服申し立ての状況

不利益処分についての審査制度は、職員から懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けたとして審査請求があった場合、公平委員会が、事案を審査し、その結果に基づいて、その処分を承認し、修正し、又は取り消す判定を行うものです。平成23年度中の不服申立てはなく、係属している事案もありません。